

# 団体信用生命保険事業 中途加入等の一部変更のご案内

全国市町村職員共済組合連合会団体信用生命保険事業（以下「団信事業」という。）に関する規則の一部改正（施行日：平成23年4月1日）が行われましたので、既に貸付けを借り受けられ、現在も残高が残っている組合員の皆さん、またこれから貸付けを借り受ける予定の皆さんにお知らせします。

## 中途加入の募集時期について

今まで団信事業の中途加入につきましては、9月末まで募集し、12月1日を保険適用開始日としておりましたが、加入の機会を増やすことにより組合員の利便性の向上を図るとともに、共済組合における貸付債権の保全をより確かなものとするため、保険適用開始日につきまして、『加入申込みをした日の属する月の翌々月1日』とされました。すなわち、いつでも中途加入の申込みができ、申込日の翌々月から保険適用が開始されるということです。

まだ、団信事業に加入されていない組合員の皆さん、この機会に加入することをお勧めします。

保険適用開始日及び特約保証料の払込みについては、次のとおりです。

### 1. 中途加入に係る保険適用開始日

保険適用開始日は、申込日（告知日）の属する月の翌々月1日です。

（例） 申込日（告知日）： 平成23年7月15日

保険適用開始日： 平成23年9月1日

※申込日（告知日）が共済組合の受付月以外（前月以前または翌月以降）の加入申込書については、翌月以降の申込分として新たに加入申込書の再提出を依頼することになりますので、注意してください。

### 2. 中途加入に係る特約保証料の払込みについて

申込日（告知日）の属する月の翌々月22日が口座振替の日になります。（振替日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日が振替日になります。）

## 団信事業に係るその他の一部変更は次のとおりです。

### ■ 加入者の脱退について

#### 1. 貸付事故者に係る団信事業の適用の可否

加入者が破産法または民事再生法の適用を受け、貸付債務の減免がなされた場合、共済組合に対して任意弁済を行う意思を表示した方については引き続き団信事業の加入が認められます。

したがって、任意弁済の意思表示をされない場合は、債務の弁済を前提に団信事業を構築していることから、任意脱退していただくこととなります。

#### 2. 退職に伴う脱退

退職した場合、貸付債務の全額償還につきまして、退職手当金等により全額償還を行っていただきますので、脱退事由から退職の要件を削除し、貸付金の全額償還による債務が消滅するまでの間は、保険の適用が継続されます。

なお、退職後において、債務が残存する方につきましては、団信事業への加入資格要件を失っていることから加入中の団信事業に係る保険期間（1年間）の保障は継続するものの、次回の更新（加入の継続）ができなため更新日の前日をもって脱退することとなります。

### ■ 保険金額の限度額について

加入者に係る保険金の限度額を2,500万円から3,000万円に引き上げることになりました。

## 参考

### 団体信用生命保険（だんしん）

共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、死亡または高度障害となった場合、その貸付金の債務残高を保険金で相殺することで、ご本人や家族のために退職手当金等の財産を確保することを目的とした保険制度です。

### 債務返済支援保険

共済組合からの貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、病気やケガでやむなく長期間休まれた場合（就業障害）に、休まれている間、貸付償還金相当額の保険金をご本人に支払われる（30日間の免責期間経過後も引き続き休職している場合、最長3年）ことで、貸付金の償還を気にすることなく、安心して治療・療養に専念できることを目的とした保険制度です。

### 団信事業の新規加入について

団体信用生命保険及び債務返済支援保険に新規で加入する場合は、貸付申込書と一緒に「団体信用生命保険事業加入申込書」を本組合に提出してください。

新規加入者は、貸付日（送金日）の翌々月1日が適用日となります。